

令和 7 年 11 月 27 日

神戸大学病院での研修を
ご検討中の皆様へ

神戸大学医学部附属病院
病院長 黒田 良祐

病院受託実習料および研修料の改定について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素より、当院での研修実施に際しまして、格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび本学では、指導体制の充実に伴う人件費の増加や、昨今の施設維持費の高騰に対応するため、病院受託実習料および研修料を令和 8 年 4 月 1 日より、別紙のとおり改定することとなりました。

皆様にはご負担をおかけすることとなります、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

【本件問い合わせ先】

神戸大学医学部 総務課
人材育成支援事務室 研修支援係
T E L : 078-382-6980
F A X : 078-382-5050
E-mail : kenshu-jisshu@med.kobe-u.ac.jp

1 神戸大学医学部附属病院受託実習生受入れ規程新旧対照表

(新)	(旧)												
第1条 (同右)	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 薬剤師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師等の医療技術者等の養成を目的とする公立若しくは私立の学校又は養成所等(以下「養成機関等」という。)の長からの委託により、神戸大学医学部附属病院(以下「病院」という。)が、当該養成機関等の学生、生徒等の実習を受け入れる場合の手続等は、この規程の定めるところによる。</p>												
第2条 (略)	第2条 (略)												
(受託実習料)	(受託実習料)												
第3条 受託実習料の額は、前条第2項の規定により、実習を許可された学生、生徒等(以下「受託実習生」という。)1人につき、次の表に掲げるとおりとする。	第3条 受託実習料の額は、前条第2項の規定により、実習を許可された学生、生徒等(以下「受託実習生」という。)1人につき、次の表に掲げるとおりとする。												
<table border="1"><thead><tr><th>実習内容</th><th>受託実習料</th></tr></thead><tbody><tr><td>薬剤師の病院実習(11週)</td><td>418,000円</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>1日につき <u>3,300円</u></td></tr></tbody></table>	実習内容	受託実習料	薬剤師の病院実習(11週)	418,000円	上記以外	1日につき <u>3,300円</u>	<table border="1"><thead><tr><th>実習内容</th><th>受託実習料</th></tr></thead><tbody><tr><td>薬剤師の病院実習(11週)</td><td>418,000円</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>1日につき <u>2,200円</u></td></tr></tbody></table>	実習内容	受託実習料	薬剤師の病院実習(11週)	418,000円	上記以外	1日につき <u>2,200円</u>
実習内容	受託実習料												
薬剤師の病院実習(11週)	418,000円												
上記以外	1日につき <u>3,300円</u>												
実習内容	受託実習料												
薬剤師の病院実習(11週)	418,000円												
上記以外	1日につき <u>2,200円</u>												
2~6 (略)	2~6 (略)												
第4条～第7条 (略)	第4条～第7条 (略)												
<p><u>附 則(令和7年12月10日)</u></p> <p><u>この規程は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>													

2 神戸大学医学部附属病院研修生受入れ規程新旧対照表

(新)	(旧)
第1条 (同右)	(趣旨) 第1条 薬剤師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師等別表第1に掲げる職種の免許を有する者を神戸大学医学部附属病院(以下「病院」という。)において研修させる場合の手続等は、この規程の定めるところによる。
第2条 (略)	第2条 (略)
(研修料)	(研修料)
第3条 前条第2項の規定により研修を許可された者(以下「研修生」という。)の研修料は、日額 <u>3,300円</u> とし、研修生は、研修の期間に応じた研修料を所定の期日までに納付しなければならない。ただし、薬剤師の免許を有する者に係る研修料は、月額11,000円とし、看護師の特定行為研修の研修料等については別表第2のとおりとする。	第3条 前条第2項の規定により研修を許可された者(以下「研修生」という。)の研修料は、日額 <u>2,200円</u> とし、研修生は、研修の期間に応じた研修料を所定の期日までに納付しなければならない。ただし、薬剤師の免許を有する者に係る研修料は、月額11,000円とし、看護師の特定行為研修の研修料等については別表第2のとおりとする。
2~5 (略)	2~5 (略)
第4条~第9条 (略)	第4条~第9条 (略)
<p><u>附 則(令和7年12月10日)</u> <u>この規程は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	
別表第1・別表第2 (略)	別表第1・別表第2 (略)